

平成27年12月第5回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成27年11月27日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小菅耕二
- 7番 小山栄治
- 8番 木村利晴
- 9番 桜田秀雄
- 10番 林修三
- 11番 山口孝弘
- 12番 小高良則
- 13番 湯浅祐徳
- 14番 川上雄次
- 15番 林政男
- 16番 新宅雅子
- 17番 京増藤江
- 18番 丸山わき子
- 19番 石井孝昭
- 20番 加藤弘

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	榎本隆二
総務部	長	武井義行
市民部	長	石川良道
経済環境部	長	麻生和敏

建設部長	河野政弘
会計管理者	醍醐真人
財政課長	江澤利典
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	山本雅章
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	吉田一郎

・連絡員

庶務課長	勝又寿雄
------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事務局長	山本雅章
------	------

○農業委員会

・議案説明者

事務局長	醍醐文一
------	------

○監査委員

・議案説明者

事務局長	川崎義之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	梅澤孝行



**○議長（加藤 弘君）**

本日、平成27年12月第5回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。この定例会は議案13件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成27年12月第5回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は20名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、11月18日までに受理した陳情2件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、9月、10月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項について、1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、小菅耕二議員、服部雅恵議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

**○林 修三君**

皆さん、おはようございます。平成27年12月定例会の会期等を協議するため、去る11月19日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

12月定例会に上程される案件は、議案13件でございます。

次に、一般質問の通告が個人15人からありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から12月18日までの22日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

**○議長（加藤 弘君）**

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から12月18日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。会期は22日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第13号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第13号の提案理由の説明を求めます。

○市長(北村新司君)

本日ここに平成27年12月第5回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用のところご参集いただき、誠にありがたく、お礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、ご報告させていただきます。

初めに、八街生姜ジンジャーエールについてでございます。この商品は八街商工会議所飲食業部会が企画し、製造したものでございます。去る11月20日に商工会議所会頭とともに千葉県庁に伺い、高橋、諸橋両副知事と面会し、八街生姜ジンジャーエールのPRを行ってまいりました。八街市の主要な農産物である生姜の消費拡大に寄与するものであることから、今後、八街産農産物の加工商品として定着するよう、市としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、11月22日に開催いたしました平成27年度第38回八街市産業まつりについてでございます。

今年は生育期に天候に恵まれ、野菜の生育は順調で豊作でもあったことから、大変良質な農作物が出品されました。また、産業まつり当日は、市内外から多くの来場者にお越しいただきました。産業まつり実行委員会を中心に、多くの団体、関係者の皆様のご協力によりまして、大変にぎわいのある産業まつりとすることができましたこと、心から御礼申し上げます。

また、11月26日には、一昨年、昨年に引き続き、安倍内閣総理大臣と直接面会する機会をいただき、本市特産品であります八街産落花生のPR活動を総理官邸において行っていました。安倍総理からは、大変おいしいとお褒めの言葉を頂戴したところでございます。今後におきましても、本市特産品のPR活動につきましても、引き続き、あらゆる機会を捉え、積極的に行ってまいりたいと考えております。

最後に、災害時の物資供給等に関する協定についてでございます。コンビニエンスストアを展開する株式会社セブンイレブン・ジャパンと、本市が被災し食料、飲料、その他の物資を緊急に調達する必要がある場合や、市民に災害情報等を提供する場合に、セブンイレブ

ン・ジャパンが保有するチェーン店の物流網と店舗網を活用するというものでございます。この協定は11月30日に締結する予定でございまして、協定の締結により、災害発生時における市民生活に大いに役立つものと期待しているところでございます。

以上4件につきまして、ご報告申し上げます。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、条例の制定及び改正7件、市道路線の認定1件、平成27年度一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の合計13議案でございます。

議案第1号は、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。これは、番号法に基づき、社会保障、税、災害対策に関する事務、その他これらに類する事務についても、条例に定めるところにより、特定個人番号の独自利用が認められていること、また、市長部局内、または、市長部局と教育委員会の間で特定個人情報の連携を行う場合についても条例を定める必要があることから、本市における行政事務の効率化及び市民の利便性向上を図るため、個人番号を利用する事務について、具体的に条例で定めるものでございます。

議案第2号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、番号法の施行に伴い、各種申請書等へ個人番号や法人番号の記載についての規定を整備すること、並びに、地方税法の一部改正に伴い、納税猶予の関係規定を整備する必要があること、紙巻たばこ3級品に対する市たばこ税の特例税率を平成28年度から4年間で段階的に縮減、廃止することとなったことなどから、関連する規定について、所要の改正をするものでございます。

議案第3号は、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、番号法の施行に伴い、運用を開始する個人番号カードの再交付手数料の追加と住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の廃止、並びに、農地に関する証明手数料の追加について、所要の改正をするものでございます。

議案第4号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、児童クラブの開所時間を午前7時半とし、午前7時半から午前8時までの30分間を延長保育時間とするため、所要の改正をするものでございます。

議案第5号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国民健康保険事業の運営に必要な保険税収入の確保及び税負担の公平性の維持を図るため、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの国民健康保険税率等及び課税限度額の改正及び医療保険分に関する資産割を廃止し、課税方式を4方式から3方式に変更するなど、所要の改正をするものでございます。

議案第6号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、租税条約等の実施に伴う所得税法等の改正に伴い、同

法を引用する部分について、所要の改正をするものでございます。

議案第7号は、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、受益者負担の適正化とごみの減量化を図るため、犬、猫等の死体収集運搬手数料、事業活動に伴って生じた一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理手数料等について、所要の改正をするものでございます。

議案第8号は、市道路線の認定についてでございます。これは、山田台字宮ノ原地先における開発行為により帰属を受けた道路について、新たに6路線を市道として認定するものでございます。

議案第9号は、平成27年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4億5千684万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を203億9千424万7千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金7千959万9千円、県支出金1千443万9千円、繰越金1億8千525万4千円、諸収入6千346万2千円、市債1億3千450万円を増額し、繰入金2千55万4千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、総務費として応援寄附金によるまちづくり基金費163万6千円、農業体験インターンシップ業務175万円、民生費として重度心身障害者（児）医療費1千695万6千円、生活保護費負担金返還金1億5千778万8千円、子ども医療費1千191万8千円、衛生費として八富成田斎場運営費負担金731万2千円、土木費として雨水枝線接続工事負担金1千106万円、流末排水施設整備工事291万6千円、教育費として笹引小学校、川上小学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事1億560万1千円、八街南中学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事9千698万6千円、学校給食センター第一調理場施設改修工事1千100万円を増額するのが主なものでございます。

また、平成27年度以降に支出が予定される事業について、債務負担行為を追加補正いたします。追加する債務負担行為は、業務委託に関する23件、物品等の賃借に関するもの1件、消耗品・備品等の購入に関するもの3件、印刷業務に関するもの3件の合計30件でございます。

議案第10号は、平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4千976万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億8千971万2千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金4千285万1千円、県支出金659万2千円、繰入金32万4千円を増額するものでございます。歳出につきましては、保険給付費1億6千782万4千円、諸支出金6千697万円を増額し、後期高齢者支援金等1億2千348万8千円、介護納付金4千559万6千円、繰上充用金1千558万7千円を減額するのが主なものでございます。また、平成27年度以降に支出が予定されている事業について、債務負担行為を追加補正いたします。追加する債務負担行為は、業務委託に関するもの1件でございます。

議案第11号は、平成27年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ326万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億7千309万5千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金163万1千円、県支出金5万2千円、繰入金158万1千円を増額するものでございます。歳出につきましては、総務費305万4千円、地域支援事業費27万円を増額し、基金積立金6万円を減額するものでございます。

議案第12号は、平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1千106万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億6千704万9千円とするものでございます。歳入につきましては、諸収入1千106万円を増額するものでございます。歳出につきましては、下水道建設費1千106万円を増額するものでございます。

議案第13号は、平成27年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に123万3千円を追加し、収益的収入の総額を11億179万8千円とするものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算から1千187万4千円を減額し、収益的支出の総額を10億8千699万7千円とするものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算に15万円を追加し、資本的支出の総額を4億1千615万4千円とするものでございます。また、平成27年度以降に支出が予定される事業について、債務負担行為を追加補正いたします。追加する債務負担行為は、業務委託に関するもの3件、消耗品・備品等の購入に関するもの1件の合計4件でございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（加藤 弘君）**

日程第4、休会の件を議題とします。

明日28日から12月1日までの4日間を休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

ご異議なしと認めます。明日28日から12月1日までの4日間は休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月2日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。12月8日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月3日午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。

なお、所属する常任委員会の所管する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まり  
ください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時21分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程  
議案第1号から議案第13号  
提案理由の説明
4. 休会の件

- .....
- 議案第1号 八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第2号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 市道路線の認定について
- 議案第9号 平成27年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第10号 平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第11号 平成27年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第12号 平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成27年度八街市水道事業会計補正予算について